



特集 1

東日本大震災と労働組合

はじめに

宮城県沖を震源に発生した東日本大震災。マグニチュード九・〇の巨大地震は大地を揺さぶり、巨大な津波が沿岸の町々を飲み込んだ。津波は街に人に、そして福島第一原子力発電所にまで押し寄せ、日本では過去最悪の原発事故となった。二〇一一年三月一日午後二時四六分。それ以前、それ以降と語られるほどの衝撃で、物理的な意味も含めて、この国の形が変わったといえる。

この未曾有の大災害を労働組合はどのように受け止め、どのような対応をしたのか。ナショナルセンターの日本労働組合総連合（連合）と全国労働組合総連合（全労連）、全国労働組合連絡協議会（全労協）の対応を中心に取り上げることにした。労組も大きな被害を受けたが、各ナショナルセンターは素早く支援の体制を作り上げた。長期的なボランティアを派遣するシステムや政府要請、労働・生活相談の実施など、被災地で大きな役割を果たした。今回のナショナルセンターの活動を俯瞰すると、労働組合が社会資本として優れた力を持っていることが浮かび上がってくる。

1 連合の取り組み

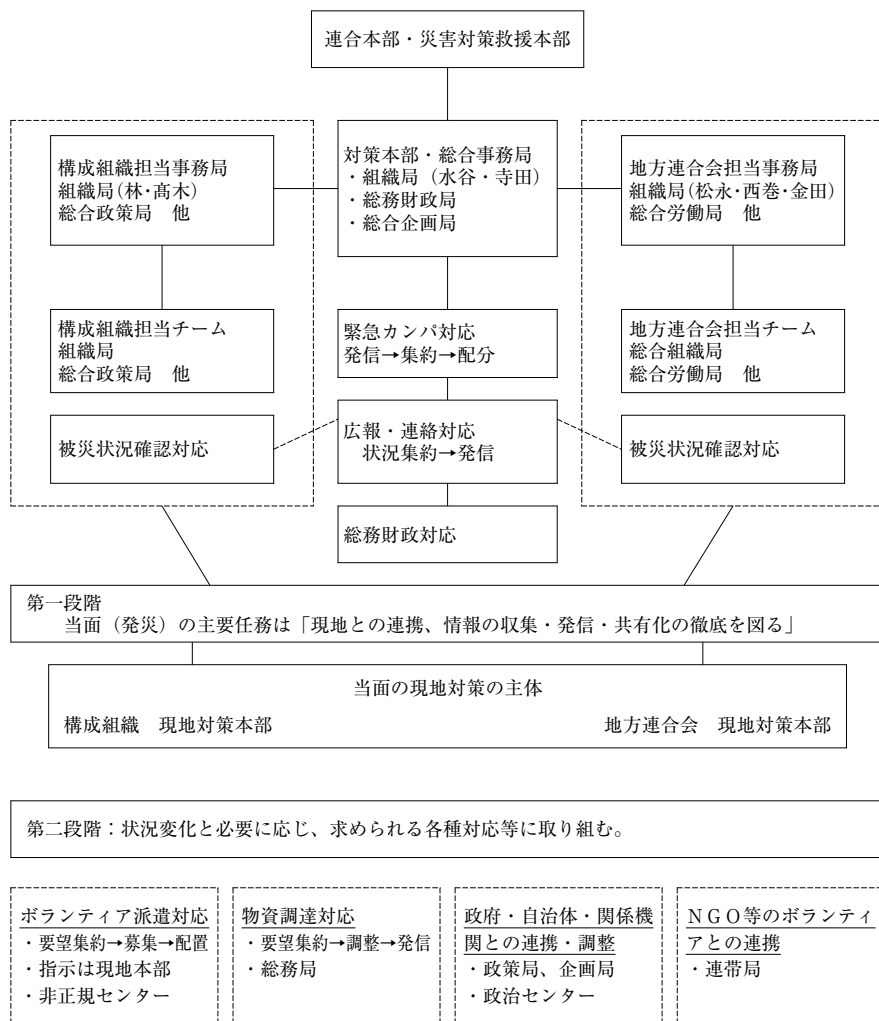
●連合災害対策救援本部を設置

国内最大のナショナルセンターの連合は、発災後の一四日の三役会議で、連合本部に災害対策救援本部の設置を決めた。本部は古賀伸明会長を本部長に、南雲弘行事務局長を統括責任者とした（第1図）。本部の構成は、組織局、総務財政局、総合企画局が事務局を担い、加盟産別を担務する構成組織担当事務局と地方組織を担務する地方連合会担当事務局が置かれた。本部は、①被災地の迅速かつ詳細な災害情報の収集と伝達、②被災地からの情報と要求への迅速な対応、③構成組織、地方連合会への救援活動の要請、④災害救援カンパの展開、⑤政府・自治体・関係機関との連携・調整、⑥NGOなどボランティアとの連携——に取り組むとした。

全体像さえわからない未曾有の災害のなか、ナショナルセンターの強みを生かした本部体制は、組合員の安否確認や組合事務所の被災状況の把握だけにとどまらず、現地で必要としているものや連合全体での情報共有などに大きな力を発揮したという。このような連合の姿勢は、同日付で出された古賀会長名の「東北太平洋沖地震による災害と対応に対する声明」に明確に記されている。

声明は「連合は組合員と家族の生命と財産を守ることをのみならず、労働運動の社会的使命として、被災者救援と復旧に組織の全力をあげて取り組んでいく」と表明した。さらに、「政府、関係自治

第1図 連合の災害対策救援本部



〔出所〕 連合第12回定期大会報告資料。

体、関係組織やNPO団体などと協力し、国民的災害に立ち向かう」とする。連合の関係組織である労働金庫や全労済などとはもちろん、連合が培ってきたNGOやNPOなど市民団体との協力体制を生かし、総がかりで支援体制を構築するスタンスを見せている。

本部では、①ヒト②ボランティア派遣・人的支援、②モノ③支援物資の調達、③カネ④義援金・カンパの募集と財政管理を運動の軸として位置づけた。加えて、政府、自治体、政党、経済界などとの政策調整や情報収集、活動ニュースの発行など広報にも力を入れ、活動全体を補完する方向を定めた。

連合内の部局では、被災地からの要望、不足物資の把握、送付調整など物資支援を組織局・非正規センターが担当した。カンパの呼びかけや街頭行動などのカンパ・財政支援は連帯活動局、男女平等局、財政局が、被災地への人的支援をする際の宿舎の確保や現地の関係機関との協議、調整などを行うボランティア派遣・人的支援は非正規センター、組織局、総務局が担当した。

また、震災に対応する政策的な課題の集約や政府・自治体、政党などへの働きかけを総合政策局、総合労働局、政治センターが担った。連合内のすべての部局が、何らかの活動に関わっていた。

●緊急の政府要請

連合の政府要請は、三月一五日に菅直人首相への緊急要請から始まる。この要請では緊急に対応すべき事項として、一番に被災者、避難者の生活確保を求めた。内容は、人命救助、緊急医療を最優先にした対応や水、食料、医薬品など生活必需物資の供給体制の確立、燃料（ガソリン、灯油など）の供給体制の確立などである。発

災当初の要請であるため、人命・生活関連の要請が多くを占めている。

その一方で、心のケア体制の整備や生活資金の円滑な供給体制の確立、仮設住宅の供給可能量、建設可能地の把握、利用可能な賃貸住宅・公営住宅の空き家の把握、仮設住宅の速やかな設営など、長期的な視点に立った要望もなされた。要請に関わった連合幹部は、「阪神・淡路大震災の経験が要請にも生かされた。緊急に命をつなぐとともに、その後すぐに必要となるものを整理できた」と話す。

その他にも、福島第一原発事故に関連して、正確で迅速な情報開示を求めた。さらに、補正予算の編成や雇用保険の失業給付特例措置の確実な実施やアスベスト対策など復旧事業での安全衛生対策の強化、子どもや障害者、外国人など災害弱者への安全確保、ボランティア受け入れ体制の整備など幅広い要請を行っていた。

●派遣労働者の雇用確保を派遣業界に要請

雇用問題については、三月一八日の早い段階で、派遣会社でつくる「日本人材派遣協会」（坂本仁司会長）と技術系の「日本生産技能労務協会」（清水竜一会長）に対して、「派遣労働者の雇用確保に関する要請」が行われた。被災地の多くの事業所が損害を受け、また、原発事故で電力需給が逼迫していることから、雇用への影響が懸念され、急激な事業変動の影響を一番受けやすいのが派遣労働者であるとみられたからだ。

その背景には、苦い経験がある。〇八年のリーマンショックを契機とした世界同時不況の際に、日本では何十万人もの派遣労働者が、契約期間中も含め一斉に雇止めを遭った。同年末には、東

京・日比谷公園で、「年越し派遣村」がナショナルセンターの枠を越えた労働運動として取り組み、派遣労働者を支援してその実態を世の中に訴えた。要請でも「二〇〇八年を再び惹起させるようなことがあってはならない」と強い口調で求めている。

要請は、厚生労働省の八六年の通達から「天災地変等の不可抗力によって操業できないために、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場に就業させることができない場合であっても、それが使用者の責めに帰すべき事由に該当しないことは必ずしも言えず、派遣元の使用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて判断し、その責めに帰すべき事由に該当しないかどうかを判断することとなる」を引いた。そのうえで、派遣先などと連携して就業先の確保に努めることや、就業先の紹介が困難な場合には休業手当の支払いなどの措置をとることを求めた。さらに、契約期間中の雇い止めは行わないことなども要請した。

また、人材派遣協会とは四月一九日に再度協議を行った。協会の坂本仁司会長は、連合の要請を踏まえ、震災で出社困難となった派遣スタッフへの賃金や休業手当の支払いに努力してきたことなどを説明し、被災地内外を含めた働き方について意見交換を続けたいとした。

派遣労働に関しては、今回の震災でも派遣労働者の雇い止めが横行して社会問題となった。一方で、政府は被災者の就労先の確保に派遣会社を積極的に活用する方針を示していた。

被災地では、派遣労働が期待されたところもあったが、被災地の労働組合によると、被災地で働く派遣の仕事は少なく、関東、関西など首都圏での製造業務派遣の仕事への勧誘が盛んに行われていた

という。ある労組の幹部は「被災地で派遣の雇い止めがやられているのに、地元で派遣会社が新たな仕事を何とかできるわけもない。避難所でこそそこそと首都圏での製造業務派遣の募集活動をやっているのを何度も見かけた」と話す。

●経営者団体へも要請行動

連合は人材派遣協会などの他にも、日本経団連をはじめ経済同友会や日本商工会議所、全国中小企業団体中央会など経営者団体に積極的に要請行動を行った。

日本経団連へは四月五日に「東日本大震災に関する雇用・労働問題等についての要請」として南雲事務局長らが行った。要請は、①雇用維持への最大限の努力、②新規学卒者への対応を二本の柱とした。①では、企業の雇用責任の観点から非正規労働者を含めた雇用維持を要望し、雇用調整助成金の積極的な活用を訴え、休業、出向時の賃金補償も求めた。

また、震災を理由とした安易で不当な解雇を行わないことや、失業なき労働移動のため産業雇用安定センターの出向など支援協力員の増員に積極的に対応することを求めた。とくに派遣労働者については、①派遣、有期契約労働者の期間途中での安易な雇い止めを行わない、②派遣先は派遣契約を解除する際は、厚生労働省の指針に沿って、就業先のあっせんなど新たな就業機会の確保を図り、休業手当相当額の損害賠償を行う、③派遣元は派遣契約の解除が行われた場合、新たな就業先の確保を図り、それができない場合は休業等を行い休業手当を支払うこと——を要請した。

●新規学卒者の採用で震災に便乗した内定取り消しも

新規学卒者については、震災を理由に安易に採用内定を取り消さないことや積極的な採用、来春の新規学卒者の採用活動は被災状況にも十分配慮して行うことを求めた。被災地を中心に業務継続が困難だとして内定取り消しが相次いだり、被災の影響で内定企業に四月一日からの勤務が困難となった例などが見られたからである。また、被災地以外でも、震災を利用した内定取り消しや試用期間を無意味に延長するケースなどがあつた。

東京都内で労働相談を実施している労組には、深刻な相談も寄せられた。春に大学を卒業して内定を得ていたＩＴ企業に就職した男性は、会社の人事担当者に「震災の影響で事業見通しが厳しくなった。試用期間を一年に延長する。試用期間は正社員ではないので、東京都の最低賃金に準拠した時給で働いてもらう」と告げられた。内定時の労働条件は月二十一万円が基本給とされていたが、試用期間中は時給一〇〇〇円との条件が示された。労働相談の担当者は「男性のケースは悪質な便乗のケース。ここまで酷くなくても、試用期間を延ばされたケースは複数の相談があつた」と話す。

●ボランティア休暇制度の創設を求める

その他の要請としては、復旧・復興に向けたボランティア活動を支援する観点から、ボランティア休暇の創設と休暇を取得しやすい環境の整備を求めた。厚生労働省の「平成一九年就業条件総合調査結果の概況」によると、ボランティア休暇制度がある企業は全体の二・八％となっている。制度がある割合は、企業規模によって大きな差がある。従業員一〇〇人以上の大企業では一七・七％導入さ

れているのに対し、三〇～九九人では一・八％にとどまっている。

日本で初めてボランティア休暇を導入したのは、大手の富士ゼロックスだと言われる。名称は「ソーシャルサービス制度」であるが、テーマを決めて青年海外協力隊などの社会奉仕に取り組む場合に最長二年まで休職が認められ、休職期間中も給与相当額が援助金として支給される。一九九〇年から始まり、四〇人以上が利用したとされる。ここまで本格的な休暇制度があるところは少ないが、下着大手のワコールやＩＮＡＸなどでも広がり始めている。

とくに、東日本大震災以降は、証券大手のＳＭＢＣ日興証券が二年三月末までの限定だが三日間の特別有給休暇を設け、自動車の富士重工工業は一回で最大一〇日間、年二回まで取得可能なボランティア休暇を新設した。三井物産は、これまで年五日間だったボランティア休暇を一〇日間に拡充した。

しかし、制度があっても利用しづらい雰囲気はある。〇七年に連合総合生活開発研究所（連合総研）が実施した首都圏と関西圏の民間企業に勤める二〇～五〇歳を対象にした調査では、会社がボランティア休暇を導入していると答えた人に、その制度を利用しているかどうかを尋ねたところ、利用率は三八・八％であった。調査では、成果主義が浸透している職場ほど、評価への影響を懸念して利用を控える傾向が明らかになった。

震災ボランティアの活動が円滑に行われるように調整に当たっていた内閣官房・震災ボランティア連携室の湯浅誠室長名で、休暇取得に関する文書（四月一二日付）が出された。文書では、被災地の被害が甚大でボランティアの受け入れ体制がまだ整備途上であると現状を分析した。そのうえで「交通手段、食料、支援物資等につい

て自力で調達が可能な大規模な民間団体の活動が先行している」とし、連合のボランティア活動も先行している活動であるとして「当該活動に参加される方々の勤務先における休暇の取得については、以上の事情を斟酌して対応して欲しい」と結ばれ、ボランティア休暇取得を後押しした。もちろん、連合の働きかけがあつて出された文書ではあるが、労働組合が災害時の救援に寄与する社会的資本であるとの認識が読み取れる。震災後、多くの人々が被災地にボランティアで入ったが、若年のボランティアは、五月の連休明けには大学などへ戻ることが予想され、長期間被災地を支えるボランティアのニーズが高まっていた。

●多岐に及んだ働くことへの要請

厚生労働省への要請は三月二五日に緊急要請、四月一五日に救済、復旧対策と社会保障分野について、五月二〇日には原発事故への対応に関連して労働安全衛生対策強化についての要請（首相官邸、文部科学省、後に経済産業省にも同様の要請）を行った。震災直後の政府要請、四月六日の第二弾の政府要請も含めると、約三ヵ月の間に五度の中央要請を行っており、政府与党との緊密な関係のなかで、精力的に要請行動が行われたことがわかる。

厚生労働省への緊急対策要請（三月二五日）は六項目からなり、最初に労働者保護、雇用確保へ向け、労働行政総動員体制での対応を求めた。具体的には、避難所などでの求職支援、雇用保険・労災保険の手続き相談（貸金、解雇）、労働相談、メンタルヘルス相談などをワンストップで実施するよう求め、そのためのハローワーク、労働基準監督署の人的体制強化を要請した。被災で混乱した状

況のなかで、雇用保険や労災保険などの手続きが複雑化せずにスムーズに進むよう、一つの窓口で対応可能になることを求めた。

こうした流れは、〇八年の年越し派遣村での労働相談に活用された手法である。生活保護を含む多様な相談や手続きがたらい回しにされず、生活再建や支援に結びつくことをめざしたものである。派遣村では、連合も連日相談員を出し、労働相談を担った経験がある。労働組合が行う労働相談も、近年は総合労働相談として取り組まれることが目立っている。要請は、そうした手法を被災地にも取り入れることをめざした。被災地では、被災のストレスやトラウマなどで心を病む人も出ていたため、メンタル面での相談も同時に行えるような試みも取り入れた。また、全国のハローワークから住宅付きの求人を開拓し、広域的な就労支援対策も求めた。

さらに、安全衛生対策の強化として、労災保険給付の請求書提出時の弾力的取り扱い、労災病院や関連施設による被災者の救援などを求めた。また、復旧事業でのアスベストや過労対策の徹底、原発事故対応の労働者の安全確保を要請した。震災で求職、離職等を余儀なくされた労働者の救済には、①雇用保険の延長給付、②企業倒産に対応した未払賃金立替払の周知と認定要件の緩和、支給額上限の見直し、③休業、一時的離職に対する失業給付特例措置の周知、④失業認定の弾力化、⑤住宅手当や融資制度など第二のセーフティネットの予算拡充、⑥災害時の休業対応など質疑集の作成、⑦雇用促進住宅や公共職業能力開発施設の敷地等の一時入居先や緊急避難場所としての提供や、雇用促進住宅の譲渡、廃止の凍結を求めた。

一方で、震災の影響を受けた企業への支援も要請した。影響を受

けた企業の雇用維持を支援する雇用調整助成金の特例措置の周知と要件緩和、水準の引き上げや労働保険料の申告、納付期限延長の周知とあり方の検討などを要請した。復興に向けた雇用の創出と就職支援対策では、①公共事業による雇用創出と被災失業者の優先雇用、②出向、移籍支援のため受け入れ企業とのマッチングの強化、③内定取り消し防止と新卒者対応の強化、④就職支援のための保育施設・介護施設の整備、⑤地域雇用を創造する戦略的な産業構築への支援——を取り上げた。また、職業能力開発対策の強化では、「求職者支援法」の早期成立や公共職業訓練の受講料免除などを求めた。

これらの要請は、被災地での活動を通じて、連合対策本部が現場で出ている要望や実態に合った改善点などをまとめたものである。短期間で現状を映し出した要請になっており、厚生労働省は多くの要請を取り組みのなかに生かしている。

●原発労働の安全衛生強化を

政府への第二弾の要請（四月六日）は、「当面の救済・復旧対策について」と題し、労働問題のみならず、幅広い分野で要請をまとめたものになった。項目は生活福祉関連から雇用労働関連、国土・住宅関連、交通・運輸関連、教育関連、食料・農林水産関係、金融税制関連、中小企業関連、電力供給力不足関連、消費者関連、人権・災害弱者関連、ボランティア関連と一二項目に及び、被災地関連のほぼすべてに目配りをした内容となった。要請を行った古賀会長は風評被害対策の必要性を訴えるとともに、「従来の大震災対策の発想にとどまらない、地域再生に向けた大胆な構想を検討する必

要がある」と話し、未曾有の大災害への対応を強調した。対応した菅直人首相は「要請内容について、しっかりと対応する」と発言した。

五月二日には、原発事故に関連して労働安全衛生対策強化についての要請も行った。厳しい現場での復旧作業に多くの国民が関心を寄せたが、現場労働者の使命感や覚悟だけに任せず、労働者の命と健康を守る取り組みが求められた。また、福島第一原発の半径二〇キロ圏内の警戒区域や外周の計画的避難地域でのライフライン整備や公共サービスに携わる労働者など、復旧作業にあたるすべての労働者への対策が必要であった。

要請では、発電所内で作業に当たる労働者の被曝線量について、電離放射線障害防止規則（電離則）に従った管理の徹底、内部被曝防止策とホールボディカウンターによる線量管理を徹底することを求めた。さらに、過労防止や電離則に規定された安全衛生教育の拡充と徹底を要請した。放射線被曝の影響は長期間の健康管理が必要であるため、離職後を含め、長期的に被曝線量を管理できるデータベースを構築して管理することや、被曝線量の限度を超えて働いた労働者が解雇など不利益な取り扱いをされないよう求めた。

発電所以外の周辺地域で働く人に対しても、電離則の準用や安全確保のためのガイドライン策定を求めた。また、復旧・復興事業についても、アスベスト被害防止対策の徹底や過労防止、作業中の悲惨な現場の目撃や心労によるメンタルヘルス相談の実施を求めた。

●再生への新しいモデルを

連合は六月二日に開いた第六〇回中央委員会で、一二―一三年度

の「政策・制度 要求と提言」を採択した。東日本大震災対応として新たに「災害復興・再生に関する政策」をまとめ、その後の定期大会にもつながる復興のありかたやエネルギー政策の方針を打ち出した。

古賀会長は直面する課題として「生活・社会基盤の復旧、経済・雇用などの復興、地域社会・コミュニティの再生というプロセスで、日本全体の再生につながる大きなグランドデザインを描いて実行することが必要だ」との考えを示した。また、政府の復興案について、「被災地をただ『旧に復す』のではなく、新しい価値を付加しながら『再生』のため、また、日本全体の新しい社会像のモデルとなり、未来への希望が感じられる復興構想に練り上げていく提言を期待したい」と主張した。連合の要求については「雇用なくして復興・再生はなし」を基本に、当面の措置として復旧事業に被災者を優先的に雇用すること、将来の雇用の安定を構築するため、産業・地域特性を踏まえて雇用政策と産業政策を一体的に進めることを強く求める」と述べている。

●労働に期待されたボランティア

連合の災害対策救援本部は、震災に関わる政策・制度要求とともに、被災地へのボランティア派遣に積極的に取り組んだ（第2図）。国内の諸団体を見た時に、組織的に、しかも自力で被災地に継続的に人を派遣することが可能な団体は少ない。だが、労働組合はそうした行動をとることが可能であり、労働組合に対する人員派遣の期待は高まっていた。

三月二一日の段階で、政府は連合に対しボランティアの早期派遣

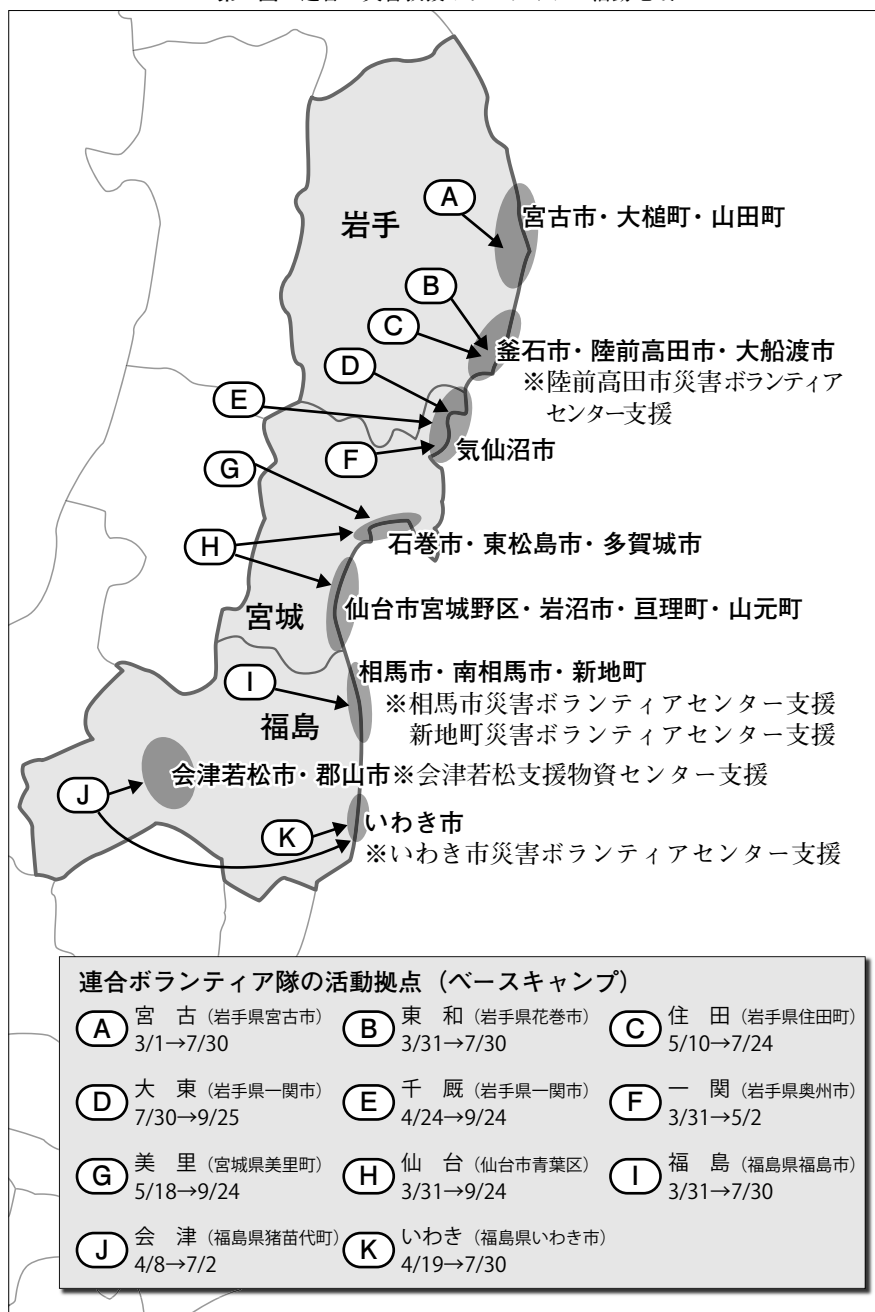
を要請した。連合にとっても、東北では多くの仲間が被災しており、被災地への人的支援体制の確立は急務と言えた。もちろん、ボランティア活動、支援は、組合員だけをめざしたものではない。被災地全体のなかで、労働組合が社会的な資本として活動することが求められ、また、連合もそれを自認していた。だからこそ、早い段階からボランティア派遣の検討に取り組み、政府が内閣官房に三月一九日に立ち上げた「ボランティア連携室」とも緊密に連絡をとり合った。連合のこうした姿勢は、その後打ち出す、ボランティア派遣へ向けた考え方にもよく表れている。

三月二一日には先遣隊を仙台、盛岡市に派遣し、ボランティア受け入れのために必要な条件整備を図った。翌日には福島市にも先遣隊を送った。今回の震災は、地震の被害に加え、津波による被害、原発事故による活動の制限など、阪神淡路大震災や新潟中越地震などこれまで支援してきた災害とは様相が異なる。

その一つが、被害が広範囲に及んでいることである。津波被害は、影響の甚大さもさることながら、長い東北地方の太平洋沿岸を舐め尽くすように襲った。何か所も拠点を設置しなければ、ボランティアが円滑に被災地で活動することができない状況であった。そうしたなかで、先遣隊の報告をもとに受け入れ体制の確立が始まった。

体制確立に動いた連合幹部は「大勢の人間が宿泊できる施設の確保が特に大変だった」と語る。ボランティアへ向かう活動拠点の確保は何より優先されなければならないが、大きな被害を受けた被災地に確保できるはずもなかった。被災地により近い場所での設定が重要となるものの、被災地に近いほど被害もまた大きく、一定人数

第2図 連合の災害救援ボランティアの活動地域



〔出所〕 東日本大震災 連合災害救援ボランティア 活動の記録。

が宿泊することが可能な施設は限られてくる。

連合は地方連合や地協などの情報を通じて廃校となった小学校や労働組合の会館、地域の運動施設などあらゆる可能性を探り、次々と拠点を確保していった。被災地への交通の確保も重要であった。バスの確保や道路の途絶状況、不足するガソリンをいかに確保するかなど難問は山積していた。加えて、被災地での活動の基本的な装備である防塵マスクやヘルメットなども需要が逼迫するなかで確保しなければならなかった。

●現地で奮闘するボランティア

そうした状況を乗り越え、岩手・宮城・福島の三県にベース・キャンプを確保し、三月三十一日に各県へ向け、ボランティアの第一陣一二九人が出発した。出発式には古賀会長、政府から災害ボランティア担当の辻元清美首相補佐官、民主党の支援ボランティア室筆頭副室長の泉健太衆院議員らが派遣団とともに参加した。

古賀会長は「皆さんの行動の一つ一つが、復興に向けての一步になることを確信する」と檄を飛ばした。辻元補佐官は「さまざまな現場で経験をフィールドバックして欲しい。政府と連合は知恵と心を合わせ、官民挙げての支援体制を整え、復興へ向けて取り組んでいきたい。皆さんの行動が絆社会の第一歩となるよう、一緒に頑張りたい」と激励した。泉議員は「連合の皆さんのおかげで、本日はじめて、長期的、継続的、そして大規模なボランティアチームが派遣できることを感謝します。ボランティア活動を行う上で多くの問題に直面すると思うが、そういった問題をクリアすることで、災害が起きて一人でも多くの方が救われる仕組み作りに役立てた

い」と話し、連合のボランティアに対する期待の大きさを表明した。

ボランティアのメンバーは、各産別から集まった。岩手に向かったメンバーを見ると、UIゼンセン同盟や自治労、日教組、基幹労連などから参加している。他県でも大産別を中心に多くの産別からボランティアへの参加が見てとれる。第一陣が向かったのは、岩手県が宮古（宮古周辺）、東和（釜石、大船渡、陸前高田）で、宮城県が仙台（仙台、石巻周辺）、一関（気仙沼周辺）、福島県が福島（相馬、南相馬、新地）の各ベースキャンプであった。各地で地方連合の現地対策本部の指揮の下、救援物資分け、避難所支援（求職補助、清掃、後片付け手伝いなどのボランティア活動）が取り組まれた。

本部はボランティアの本格的な活動開始にあわせ、現地ボランティアの活動を報告する「連合救援ボランティアレポート」を四月一日から発行した。レポートは、組合員の活動内容の共有化とともに、組合員の家族や地域へと活動内容を伝え、ボランティアの取り組みを広げていく狙いで発行された。レポートは活動を地域に広げるのに力を発揮した。

北陸から岩手県の連合ボランティアに参加したある組合員は、ボランティアから帰って写真を使つて現地の様子を伝える報告会を開催し、会には多くの組合員や市民が参加した。「レポートが刺激になって、多くの人に被災地の現状とボランティア活動の実態を知ってもらおうと思った。こうした活動がボランティアへの関わりを強めることに効果があるだろうし、何よりも被災地への関心と共感を作る大きな力になった」と言う。この組合員の加入組織では、その

後、ボランティア参加者が帰ってくるたびに写真報告会が恒例化し、復興へ向け刻々と姿を変える被災地の様子や、まだ癒えぬ被災地のダメージなどを人々へ伝える役目を果たした。

レポートには初日の活動の内容が報告されている。釜石では「がれき撤去済み地面の消毒、そのための石灰散布」とあり、大槌は「倒壊家屋の家財運び出し、泥出し」▽宮古「仮設風呂の運営・管理と住宅内に入り込んだ泥や家財、ゴミの撤去」▽気仙沼A班「家屋からの泥だし、家財の移動、物資の仕分け」▽同B班「物資の仕分け」▽多賀城「畳あげ、家屋からの泥出し」▽相馬「道路をふさいでいる倒壊した造船所の破損物等の片付け」——とされている。

いずれの作業も各々の地域ボランティアセンターにおいて優先順位の高い仕事で、安全性などの面から一般ボランティアで対応できる仕事割り振られたという。

連合はボランティア活動を長期間支えるにあたり、安全基準も定めている。それによると、ボランティア活動で担う作業は、各県のボランティアセンターから指示される作業、および国や自治体から要請される作業に限定するとし、連合みずからの判断での活動はいっさい行わないとしている。これは、現地をサポートする姿勢を徹底することで、現場での混乱を極力避けるとの配慮からと見られる。また、ボランティアとして危険な作業を担わない防衛ラインでもある。安全の確保については、前述の団体からの要請であつても現地連合対策本部が検討して請け負うとしている。

その他にも、ボランティア活動にあたり被災地本位の取り組みを徹底するため、「現地に負担をかけない」「現地の指示に従う」「安全確保」の三原則や、団体として「自己完結」「集団行動」「被災者

への気遣い」などの心構えを徹底した。これらは、今後の大災害においても、労働組合が被災地を支える際の指針になりうるものである。

●民間団体では最大のボランティア派遣

連合が半年間を超える今回のボランティアで設けたベースキャンプは、三県で一カ所に及ぶ。派遣した人数は、実数で岩手県が二七五二人（女性二八六人）、宮城県が一八三三人（同二八六人）、福島県が一四三八人（同八三人）で計六〇二三人（同四五八人）になり、延べ人数は三万四五九人を数えた。この数は民間団体としては最大規模の派遣となった。春休み後に大学生などの学生ボランティアが減少するなか、平日を含め一定規模の人員を継続して派遣した活動は、被災地の人々と地元自治体からも高く評価された。

被災地での活動は多岐にわたった。建物や田畑などでの活動としては、津波で被災した個人宅や事業所の泥出し、市役所の公文書移設作業を行い、道路のがれきや土砂を撤去した。避難所では炊き出しや給水支援、写真の回収、洗浄、整理、暑さ対策にゴーヤなどを植える緑のカーテンづくりなどにも取り組んだ。また、福島県いわき市や相馬市などでは、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへスタッフを派遣するなど運営支援も行った。

ボランティア派遣を担当した山根木晴久総合組織局総局長は「労働組合活動や日々の仕事、暮らしの大前提は平和で安定した経済、社会です。その大前提が東北沿岸部ではあの大震災・津波で失われました。そこで働き暮らす方々の一日も早い復旧・復興のために全国の仲間の力を結集させることは、ナショナルセンターの責務

だと考えています。参加者個人の立場からはボランティアですが、組織の立場で言えば取り組みはP・K・O的な活動であったと思います。また、全国で被災地のことを心配し、微力ながら少しでも役に立ちたいという組合員のささやかな思いを実現させるためのステージを連合という組織が用意したという側面もあると考えます」と、連合がボランティア派遣に取り組んだ意義を語った。

そして、活動を「参加者は思いの実現をサポートしてくれた労働組合に対し、組織としての存在感や必要性といったものの、例えば『組合っていいなあ』というような感覚を感じてもらえたと思います。連合の活動は、被災地の復興を支えるという社会的資本の側面と、全国の仲間の思いの受け皿という社会的資本の側面があると痛感しました」と分析した。連合の存在意義を組合員がとらえ直す意味でも、ボランティア派遣は重要な意味を持った。

●連合の原発政策を揺さぶり始めた脱原発運動

東日本大震災は、震災に大津波が伴う複合災害となり、未曾有の被害をもたらした。さらに深刻だったのは、「絶対安全」だとされた原子力発電所が、電源喪失のなかで事故を引き起こした点である。「想定外」という東京電力や行政機関の言い訳は、圧倒的な被害の前に何の説得力も持たず、原発の「安全神話」は脆くも崩れ去った。安全神話の崩壊は、電力関連労組などの働きかけもあり、「原発推進」へと傾斜を強めていた連合の政策を揺さぶる事態となった。

東日本大震災から半年を過ぎた九月一九日、東京・明治公園で大規模な脱原発をめざす集会があった。作家の大江健三郎氏や有識者

ら呼びかけた「さようなら原発一〇〇〇万人アクション」の主催で、「さようなら原発五万人集会」の看板を掲げた。参加者は主催者発表で約六万人と看板を上回る人が集まり、原発関連では国内最大規模の集会となった。この日は、東京だけでなく名古屋や九州など各地でも集会が開かれ、列島が脱原発に染まった。

集会では呼びかけ人の一人、ノーベル賞作家の大江健三郎氏が「原子力は荒唐と犠牲を伴う。私らは原発に抵抗する意志を持っているということこそ政党の幹部に知らせる必要がある。私らには民主主義の集会や市民のデモしかない。しっかりとやりましょう」と呼びかけた。福島県から参加したハイロアクション福島原発四〇年実行委員会の武藤類子氏は、事故から半年を振り返り訴えた。「事実は隠されるのだ」、「国は国民を守らないのだ」、「事故はいまだに終わらないのだ」、「福島県民は核の実験材料にされるのだ」、「莫大な放射能のゴミは残るのだ」、「大きな犠牲の上になお、原発を推進しようとする勢力があるのだ」、「私達は捨てられたのだ」。一つひとつ噛みしめるような訴えに、会場ではすすり泣きが広がった。そして、「原発をなお進めようとする力が垂直にそびえる壁ならば、限りなく横に広がり繋がりが続いていくことが私達の力です」と訴える大きな拍手が起きた。

「怒 福島隊」と書かれたのぼりやプラカード、労働組合の旗などが林立し熱気に包まれた会場で、市民グループの女性参加者が、労働組合の旗を持つ組合員と議論を交わしていた。女性は「労組はいっぱいきているのに、なぜ一番大きな連合の旗はないの」と聞き、組合員の男性は「連合は方針を決めていない。私たちは連合に加盟しているが、脱原発を進めるべきだと思って参加している」と

バツが悪そうに答えた。女性は「あなた方は立派なのね。でも、労働者を牽引する団体が何でこの事態に動かないの。もっと大きく運動を広げる責任があるんじゃないの」と不満そうに口にした。この日、会場に全労連と全労協の旗はあったが、連合本体の旗はなかった。

●平和運動にも影を落とした連合の原発政策

連合の態度は平和運動にも影を落とした。一一年八月四日から広島市で開かれた原子力安全委員会（原水禁）系の原子力安全世界大会、二日目の五日に開かれた「脱原子力」の分科会は四五〇人を超える参加があった。そのなかで、原子力禁が以前から「脱原発」を訴えているのに、大会スローガンに盛り込まなかった点に不満の声が上がった。

スローガンは連合、核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）と統一で定め、核兵器廃絶と被爆者援護の充実などを八本掲げた。関係者によると、核禁会議が原子力の「平和利用」を推進しているなど三団体で原発に対するスタンスが違うため、原発には触れていないのだという。福島県からの参加者が「ノーモア・フクシマと訴えないのは残念」などと述べ、他県の参加者からも、脱原発の議論を求める声が上がった。

続く長崎大会では、記者会見で三団体の違いが鮮明になった。使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルについての場面で、原水禁の川野浩一議長は「科学的に核を完全に制御するのは無理。たとえ平和利用であっても核は核であり、撤退すべきだ」と主張した。古賀会長は「脱却か推進かだけの二項対立で議論するのはどうか。

客観的で冷静な議論が必要だ」と、川野議長の見解に疑問を呈した。核禁会議の大山耕輔副議長は、フランスの事例を引き合いに「国際的にも評価が異なる。いろいろな視点で日本の方向性を決めるべきだ」と述べた。

三団体の微妙な関係は、大会の雰囲気にも影響した。長崎大会の開会の場面では、大山副議長のあいさつが原発問題への言及なしに終わると、「原発はどうしたんだ」と会場からヤジが飛んだ。毎年大会に参加している労組員は「三団体で共催を始めてからこんな場面はみたことはなかった。しつくりこない大会だった」と振り返る。いずれにせよ、連合がエネルギー政策でどんな方針を打ち出すのか、多くの人が注目していた。

●試練に直面したエネルギー政策

連合は〇八年一月にプロジェクト・チームを設置し、原発政策の見直しに着手した。〇九年九月には中央執行委員会に報告が出て、一〇年八月の第一一回中央執行委員会で「エネルギー政策に対する連合の考え方」を採択した。新方針では、計画中の原子力発電所の新增設について「着実に進める」と明記した。

方針転換の有力な論拠となったのが、「ベストミックスの推進」である。ベストミックスとは、原子力エネルギーや化石エネルギー、再生可能（自然）エネルギーの組み合わせでエネルギー政策を考える立場で、原発も排除されないため、連合として原発推進に踏み込むことになった。

連合内には脱原発を強く主張する産別もあったが、「ベストミックス」論にうなづく形で原発を事実上黙認した。考え方では「現在

計画中の原子力発電所の新增設については、地域住民の理解・合意と幅広い国民の理解を前提に、これを着実に進める」とされている。

しかし、原発推進を表明した約半年後に原発事故が発生した。連合は一年五月二六日の中央執行委員会で、「より高度な安全確保体制の確立、地域住民の理解・合意という前提条件が確保されがたい」として、「新增設」容認を凍結することを決めた。原発事故の原因究明がまだ進んでいない時期であったが、原発推進の凍結は当然と受け止められ、逆に連合への厳しい視線が注がれた。『琉球新報』は一年一〇月五日付の社説で「連合が『安全神話』をうのみにし、科学的検証もなく一度は原発推進を打ち出したこと自体、無責任のそしりを免れない」と手厳しい。脱原発に取り組む市民グループは「連合内の有力産別の都合を考慮して原発方針を決めてきた連合には反省が必要だ」と批判した。

●連合大会での原発方針の転換

市民の脱原発への機運が強まるなか、連合は一年一〇月四日からの定期大会で方針転換を打ち出した。古賀会長は大会あいさつで「中長期的に原子力エネルギーに対する依存度を低減していくいき、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざしていく必要がある」と述べた。いろいろ条件は付くが、「脱原発依存」の方針を掲げたのであり、大会後、政策委員会の下にエネルギー政策総点検・見直しプロジェクトチーム（PT）を設置して具体的な検討を進めるという。

また、短期的課題として、定期検査などで停止中の原発の再稼働

にも言及した。「産業や雇用への影響に充分配慮しながら、エネルギー安全保障の観点を含め、安定的なエネルギー供給を図る必要がある」、「定期点検等による停止中原子力発電所の活用についても、周辺自治体を含めた地元住民の合意と安全性の強化・確認を国の責任において行うことを前提に検討していく」というのである。再稼働にも含みを残したもので、実質的に再稼働を容認したと取れる。一方で、停止中の原発の再稼働には、依然根強い反発の声があり、連合に厳しい視線が向けられている。

さらに、エネルギー政策の中長期的課題については、①原子力に代わるエネルギー源確保、②再生可能エネルギーの積極的推進、③省エネ推進——を前提に、原子力への依存度を低減するとした。これも、現実的に脱原発の道筋を示したものとと言える。しかし、脱原発依存を力強く宣言したというよりは、新增設に含みを残したと読むべきだろう。これに対してもメディアは厳しい。『東京新聞』の一〇月六日付の社説は「昨年に原発推進を決めたばかりだから、今回の方針転換は国民の『脱原発』の声に押された格好である。それならば達成時期や再生可能エネルギーの確保など具体策を示すことが重要だ」と注文を付ける。前出の『琉球新報』は「『全原発の廃炉を目指す』となぜ言えないのか。原発震災への危機感に偽りがないなら、連合は『脱原発』へ向け国民と共に歩む決意こそ明確に示すべきだろう」と批判的に取り上げている。

こうしたメディアの連合への批判は、期待も込め、これまでも書かれたことがあった。しかし、『琉球新報』の社説は「国民と共に歩む気概はあるのか」と異例の厳しい見出しとなった。原発、米軍基地と形は違うが、国家によって犠牲を押しつけられるシステムに

さらされる沖縄県のメディアは、連合の本質的姿勢を問うているとも言える。

●脱原発依存に向けての課題

連合は、前述したように、五月二〇日の厚生労働相などへの要請で、原発事故に関連した労働安全衛生対策の強化を求めた。しかし、被曝労働が避けられない労働者たちが重下層多重下請け構造で集められている原発労働のシステムに対する切り込みは不十分である。原発が廃炉になるにせよ、存続するにせよ、この先何十年と被曝を伴う労働が存在することを考えれば、そうした労働のシステムに対する取り組みが求められる。

とりわけ連合は、会社と一体となって原発推進の立場に立つ東京電力労組や電力総連を傘下に置いている。電力総連は一〇年の大会で「原子力発電の推進は、エネルギー安定供給、地球環境問題への対応でも極めて重要な課題です。私たちは、労働組合の立場から労働界をはじめ国民各層への理解活動を強化していかなければなりません」との方針を打ち出した。電力総連にとっては職場を守るための活動であつたらう。しかし、労働組合ならば、原発ばかりでなく、再生可能な自然エネルギーの拡大で新たな職場を確保するなど、労働組合の視点から産業政策が検討されてしかるべきである。結果として、理解活動の広がりや連合の原発推進方針への転換を招いた。

本来、労働組合には労働者を危険な作業から守ることが求められている。原発の職場は、常に放射能による被曝の危険にさらされている。さらに、最も危険な部分を担うのは多重下請けの労働者たち

である。多くの原発労働者の証言では、労災保険や雇用保険に加入できない個人請負で働かされたり、多額のピンハネをされ、危険な作業に従事しながら、それに見合わない低賃金で働いている。労働運動の社会的責任として、原発やその周辺で働く人々の安全と健康を守るために役割を果たさなければならない。

また、脱原発依存を進めるうえで、省エネルギー社会を実現することも求められる。それは、単にエネルギーの節約だけではなく、延長線上には労働時間の短縮という課題も浮かんできく。過去最悪の状況が続く過労死・過労自殺をどのように防止するかはここ数年の労働運動の大きな課題でありながら、根本的な原因である長時間加重労働の解消はなかなか進んでいなかった。これを機会に、時短を大胆に進めワークシェアリングを広げて、新しい働き方を示せないものか。それは、過労死・過労自殺を撲滅し、ディーセント・ワークの実現にも近づくことになるだろう。

●問われる連合の真価

震災、原発事故を踏まえ、脱原発依存を打ち出した第二回定期大会は一〇月四〜五日、東京・有楽町の国際フォーラムで開かれた。メイン・スローガンに「復興・再生に全力を尽くし、働くことを軸とする安心社会につなげよう」を掲げ、一二一三年度の運動方針を決めた。古賀会長（電機連合）、南雲弘行事務局長（電力総連）を再選し、副事務局長らの陣容を一新した。

大会後の会見で古賀会長は「二つの大きな課題に挑戦したい。第一は、連合の組織を挙げて、東日本大震災への対応―復旧・復興から再生に全力を尽くすこと。それには、雇用の創出・維持は必須条

件で、働くことで、日々の暮らしを取り戻し、職場と地域の再生をはかる。第二は、めざすべき社会像として連合が提起する『働くことを軸とする安心社会に向けて』の運動で、働くことに最も重要な価値を置き、多様な働き方を通じて、自立、支え合い、つながり、絆を大切にする社会をめざす。これらの理念を、あらゆる層で共有していくことだ」と述べた。

当然と言えば当然だが、震災の影響が色濃く反映されている。なかでも、連合が提起する「働くことを軸とする安心社会に向けて」は、被災地の復興の理念としてもそのままではまる内容で、言葉としての輝きを見せた。問題はそれをいかに実現するかである。古賀会長が第一に挙げた雇用の創出、維持、働くことで日々の暮らしを取り戻すにも言える。大会での方針説明や議論を通じて、この中身が深まったとは言えない。

一部の被災地では、復興の方針に漁港と浜を集約化して大型化を図り、漁業権への大手民間資本の参入を認め、平野部では大型農業化をめざしている。これに対して別の被災地では、古くからの工場地帯の復活、漁場、漁港、浜の再生などいわば生業の再生を軸に据えている。この二つの違いは、それぞれの被害状況の違いでもあるだろう。同時に、新自由主義的復興と福祉国家型復興の違いと見ることもできる。もちろん、連合も雇用の質の問題は指摘しているが、この二つの対立的な復興の考え方が広がるなかで、どのようなスタンスをとるのか、あるいは新自由主義的復興をどう考えるのかについて、大会での議論や意見は見当たらなかった。

古賀会長は大会冒頭のあいさつで、「一人ひとりでは微力でも、組織として結束して動けば大きな力となる。まさに労働運動の本質を

再確認した」と述べた。これは、前述したような民間組織では最大規模のボランティアを派遣するなど、救援活動に労働組合の底力を発揮し社会的な役割を果たすことができているという自負の表れであろう。民主党政権に対しても「民主党が国民の生活が第一、政治主導を掲げ、政権交代を実現、期待に胸を膨らませた。しかし、残念ながら鳩山・菅の両政権は、いずれも総理の指導力の課題が指摘され、思慮を欠いた発言などで、政局の混乱に引きずられ、国政の停滞、混乱を招き、重要課題が先送りされるなど機能しない政治が続いた」と厳しく注文をつけ、存在感を発揮した。

今回の大震災と原発事故で連合は、ボランティアなど救援活動で組織力を発揮しプレゼンスを高めた。一方で、原発事故などへの対応では、脱原発へ向かう市民の意識との乖離が表面化したり、人間らしい労働と生活を実現するための今後の復興へ向けた課題も残った。大会で掲げた「働くことを軸とする安心社会」の目標を、正規にも非正規にも、被災地にも被災地以外にも、いかにして実現していくのか。社会資本としての連合が試される時が来ているのではないか。

2 全労連の取り組み

●共同行動を呼びかけた全労連

全労連（大黒作治議長）は、今回の震災が被害の規模、広域性、対応すべき課題の多さなどから、これまでの災害を大きく上回ると

の認識を示し、組織された労働者の役割が求められているとして、みずからの組織だけではなく、ナショナルセンターを越えて幅広い共同行動を呼びかけた。その結果、全労連に純中立労働組合懇談会（純中立懇）と日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）も加えて、東日本大震災労働者対策本部を三月一日（MICは後に合流）に立ち上げた。同本部の取り組みは、「被災者支援義援金カンパ」や「支援物資搬送」、「被災者、被災地支援ボランティア派遣」などが中心となった。全労連は震災に関連する政府などへの要望、提言なども繰り返し出している。

それらの中心となっている考え方は、一〇年七月に開催した第二五回定期大会で示した「雇用と社会保障による『福祉国家』を目指す」とした方針である。経済同友会などが早々と打ち出した新自由主義型復興構想に対峙する福祉国家型復興をめざしたものと云える。連合は「働くことを軸とする安心社会」を掲げているが、復興に際して新自由主義型復興とどのように向き合うかなどについては定期大会でも議論が深まらなかったのに対し、全労連は新自由主義型復興に対して明確な対抗軸を打ち出しているのが特徴である。

●新自由主義型復興に異議

全労連の構えは、一一年五月二〇日に公表した「東日本大震災からの復旧・復興に向けた全労連の第一次提言」雇用・仕事、くらしの安定と社会保障拡充は地域中心の復興策の中心課題」に鮮明である。提言では、全労連の立場を五つの観点から記している。

そのうち、「成長戦略」再強化のための上からの復興では、被災地の要求に応えられない」とする項目では、政府の復興へ向けた議

論に対し「『創造的復興』のスローガンのもと、産業インフラの整備や産業復興のための自治体広域化、特区構想による『一国二制度』……」とし、被災者の生活支援の遅れを横に置いた成長戦略の再強化を批判する。

そのうえで、「被災地はそれぞれに歴史的背景を持つ。多様性を踏まえた復旧・復興、被災者の人格を尊重した議論が必要である。経済効率優先の上からの復興の押しつけは相容れない」と主張している。また、震災被害を甚大化させた社会構造の検証にも言及し、「経済効率第一の市場社会のもとで、生活の基盤を支える医療、介護、教育などの集約が行政改革の名で進み、その結果、災害に弱い地域が作り出されていた。公務員減らし、公務員人件費削減が行政改革の目的とされたため、行政体制が手薄になった地域、広域合併で役場が消えた地域が多く生まれ被災者支援にも困難が生じている」と指摘していた。

復興策については、市場万能主義やカジノ経済の失敗への反省を求め、「大震災からの復旧・復興と原発問題への対応は、これまでの日本社会のゆがみの元凶である多国籍大企業中心、市場万能主義からの転換をめざすか否かの激しい対立を内在していることから目をそらしてはならない」との立場を示した。復興へ向け「労働者、国民の人間らしく生き働く条件整備が重視され、地域の復旧、持続可能な地域社会の確立が目的にされる必要がある」と表明している。

●雇用確保と社会保障制度の充実求める

具体的な提言は、①被災者の住まいと雇用・仕事再建へ向けた支

援策の拡充、②地域主体の災害に強い街づくりをめざす復旧・復興、③原発事故の早期收拾、被害の完全賠償、④復興財源の無駄削減と大企業・大資産家の負担、⑤良質な雇用確保と社会保障制度の拡充を復興策と位置づける——の五点からなる。

①では、とくに被災者の生活再建に公的資金の投入を強く求めている。生活支援金は基礎支援金を現行の一〇〇万円から二〇〇万円に引き上げ、加算支援金を三〇〇万円以上とし五〇〇万円以上を住宅再建や修復に充てられるようにすることや、二重ローンの解消を求める特別措置などを要求。雇用問題では、復興事業を生活できる賃金水準としたうえで被災者を優先的に雇用することや、漁業、農業、水産加工業、食品製造業などで国が財政負担して就業の場をつくり出すことなどを提言した。制度面での支援は、雇用調整助成金の拡充や失業給付額改善と給付期間の延長や総合的な生活保障制度の新設など長期的な雇用悪化への対応、生活保護制度をはじめとするセーフティネットを十分機能させるとともに、利用できる制度の周知徹底を求めた。

また、中小企業を「地域で雇用を支える」存在とし、金融機関の債権買い取り、免責措置など幅広い支援を提言する。提言は「被災地域は世界と日本のものづくりを支える部品、素材生産の集積地であり、高い技術力を持つ労働者が多数いる。これらの人々の雇用維持と、関連企業の生産の早期再開への支援と政府指導を強めるべきだ。大企業の被災地からの工場移転などに対する政府規制を強めるべきだ」とも指摘した。

②では、「平成の大合併による行政機能の集約が被災者支援にはマイナス要因になった」と分析し、経済効率のみを優先する地域復

興とせず、地域単位で住民参加によって復興計画を策定すべきだとしている。

③については、エネルギー政策は別に政策提言をしており、ここでは、被災者への賠償を中心に求めている。原発事故の被災者と事故処理に従事した労働者に関して、「健康管理を長期にわたって行う体制と仕組みの整備が必要」とし、「全ての作業員に放射線管理手帳を交付し、避難者には『避難者健康管理手帳』制度を創設し、定期健康診断を実施する必要がある」と主張している。また、被ばく線量上限規定緩和の再検討、放射線測定結果や残留放射線測定結果の迅速な公表などを提言し、避難者の生活支援にも言及した。

提言は「政府の『原発被害賠償の枠組み』では、東京電力の責任が曖昧にされている。原発事故がなければ得たであろう所得や避難のための経費、精神的損害への慰謝料などは『安全神話』に寄り掛かって対策を怠ってきた東電が一義的に負うべきものであり、そのことを徹底することこそ『法のルール』である」と手厳しく主張し、賠償のための税金投入や電気料金値上げへ釘を刺している。そのうえで、「原子力政策を推進した政府にはすべての被害者、全ての被害への賠償を東電に履行させ、賠償金の仮払いをも含め、生活や雇用安定のための支援を速やかに行う責任がある」としている。

④では、震災復興を口実とした増税に反対し、一年度予算で財政の復興事業への集中を訴え、政党助成金や軍事費、公共事業の支出見直しなどを求め、大企業の社会的責任の履行を求めるとする。その理由について「経済危機に際して税金から多額の支援を受け業績を回復させ、内部留保を積み増してきた大企業に応能負担を求めべきだ」とし、具体的には「従来の国債とは別枠の『復興国債』

を発行し、無利子で大企業に引き受けを求め、内部留保の社会還元を迫るべきだ」と提言している。

復興財源の問題では、財源の捻出を目的に国家公務員の給与を平均七・八%引き下げるという法案（国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案）が六月三日に提出され、国公労連を傘下に置く全労連は、当然反発した。公務員バッシングが常態化するなかで、全労連以外からは批判の声は少なかつたが、国、自治体の復興への責任を考えるうえでも、見過ごせない問題であつた。

法案提出の際、担当大臣は「きわめて異例の措置」とみずから述べた。非常事態で止むを得ないことの表明ではあるが、国家公務員が労働基本権制約を受けている下で、人事院勧告にもとづかず給与削減を実施するのは、明確に法律に違反する。時限的措置だとしても、法に触れる恐れはきわめて強い。全労連の幹部は「異例、時限的措置」などの名目でもこの理屈が通用すれば、地方自治体でも民間でも「非常時」を名目に労働条件切り下げをやり放題にさせてしまふ」と主張する。

⑤では、正規中心の雇用政策への転換を求めた。震災直後に非正規労働者の数百人単位での雇い止めが起きたこと、生産回復を口実に一部産業で長時間労働が広がっていることを指摘し、「労働者の使い捨て、安全軽視、過密労働の強制など、働くルールの破壊は、コストカットや企業利益優先の『安全神話』に寄り掛かつて進められた原子力建設と根は同じだ」と主張し、「働きたいのある人間らしい仕事」（ディーセント・ワーク）の実現を求めた。

柱となっているのは、労働法制の改善である。棚ざらしになっていた労働者派遣法改正の審議入りや有期雇用労働の雇い止めの規制

強化と正社員への転換促進、生活保護基準を下回る最低賃金の解消と同一価値労働同一賃金原則の確認を求めている。さらに、労働時間規制の強化、失業時の所得保障、生活保護基準の引き下げの断念、制度と運用の改善、社会保障制度での国庫負担増、医療、介護、年金制度の抜本改善、本人負担の縮減を提言している。

●復興で対峙する新自由主義と福祉国家

前述した新自由主義型復興に少し触れておきたい。新自由主義型復興は、一年四月六日に経済同友会が公表した「第二次緊急アピール」にその原型を見ることが出来る。アピールでは、冒頭で停止中の原発再稼働を打ち出した。電力の安定供給を柱にしたもので、製造業の海外移転による空洞化への危惧、海外企業の日本離れなどをその理由としている。次いで、農業、漁業の構造改革とでも言うべき、大規模化、集約化と株式会社参入の推進である。同友会のアピールは「復旧ではなく復興を」との基本理念を掲げたが、農業、漁業分野の主張を見ればわかりやすい。被災した漁港や農地をそのまま元に戻すのではないという意味である。

さらに、提言の柱の一つにもなっている道州制も打ち出した。東北復興院を仙台に置き、これをいわず「道州行政府」に格上げするという。県の枠を取り払い、企業活動への規制緩和を行い、大企業を東北に誘致しようという狙いである。そして、復興特区をつくり、規制緩和、企業減税の先進地域をつくることも提言した。また、復興の財政に関しては「震災以前から日本が厳しい財政状況に直面していることに鑑み、復興計画は財政健全化の道筋の中に描くものとする」とし、大胆な財政出動に待ったをかけている。

政府の「東日本大震災復興構想会議」による提言は、このアピールに実によく似ている。同友会アピールが「復旧ではなく復興」と書いたのに対し、同会議は「創造的復興」と記しているのが象徴的である。いずれにせよ、全労連の提言と経済同友会のアピールを並べてみた時に、両者の文書の対照的な書きぶりは強く印象に残る。それは、震災前の雇用や社会、経済のあり方を容認し、新自由主義的な構造改革を上乗せすることで成長路線を突き進むという立場と、経済成長の論理をすべてに優先させて労働者の働き方や福祉を後回しにしてきた社会のありようを根本的に見直すことを根底に置いた復興とのぶつかり合いである。全労連はみずから提言で記しているように、方針である雇用と社会保障による『福祉国家』の具体化として、福祉国家型復興を強く打ち出した。

●阪神大震災の経験を活かしたボランティア体制

こうした復旧・復興に対する基本路線のなか、全労連の震災支援が取り組まれた。全労連の寺間誠治政策総合局長は「阪神・淡路大震災の経験が二つの意味で生きた」と話す。寺間総合局長は「阪神・淡路大震災前は、誤解を受ける言い方かも知れないが、労働組合はボランティア活動が好きではなかった。復旧、復興対策は行政が責任を持ってやるべきだとの意味合いから。けれど、大きな被害を前に現場に行くと、労働組合の社会的使命を果たす意味でも力を尽くさないといけないと考え方が変化した」と説明する。組合員の意識の変化があった。さらに、阪神・淡路大震災の際に、民医連や新日本婦人の会、農民連、全商連など関連団体との共同が力を発揮したとの経験をもっている。

今回の震災でも、全労連はそうした関連団体と共同対応を強めるとともに、継続的に被災地にボランティアを送り続けることに注力した。三月一日にはヨウ素剤を積み込んで、医師、看護師、先遣隊の労組役員などが組合の宣伝カーで被災地に乗り込んでいる。寺間総合局長は「関連団体の多くが全労連会館に同居しているので、話は早かった」と言う。

対策本部では、立ち上げ後、①被災地、被災者救援、支援（カンパ、支援物資、支援ボランティア）と、②被災地、被災者対策を国・地方自治体に求める運動——の二点を当面の活動として進めた。カンパは早急に取り組まれ、五月末の段階で、全労連傘下の三三三と二二の地方組織、二六地域組織・職場、関連する一四団体や個人、一一海外団体から、総額五〇六九万九四六二円が寄せられた。海外から寄せられた一三〇〇万円に相当する額の半分が、この時点で被災三県（岩手・宮城・福島県）に寄付された。

支援物資は災害の被災者の生活再建や支援に取り組む全国災対連などと共同し、支援物資の集約センターを設け、機能的に支援物資を被災地に送り届けた。支援物資は、紙おむつや粉ミルクなど乳幼児向け、大人用おむつや紙コップ、紙皿、マスク、下着、洋服、タオルなど生活物資、レトルト食品やカップ麺など食料品と送る物資を被災者からニーズの高かった三〇品目程度にリストアップし、仕分けを済ませて各被災地に送った。発災当初、支援物資の搬送ルートが確保できなかったり、送られた物資の仕分けで現地が混乱する状況などから、迅速な支援物資の搬送へ向けたシステムを構築した。四月二日から五月二日の間に集中して進められた取り組みで、取り扱い個数は三一七一個に達し、岩手・宮城を中心に、現地

のボランティア活動とも連携して物資支援が行われた。

国際的組織からの支援もあった。フランス労働総同盟（CGT）とフランスの被災支援団体、アベニール・ソシアルは、全労連支援プロジェクトとして、①農民連と同食品分析センターによるゲルマニウム半導体検知器購入支援で約五〇〇万円、②石巻市立吉浜小学校と雄勝小学校へ学校図書への寄付に約二〇〇万円、③津波により流出した建交労宮城県本部の再建支援約二〇〇万円を拠出した。被災地を訪問したCGTのメンバーは、支援した建交労や全教のメンバーらと交流し、復興に際して適正な賃金と単価、雇用確保を求めて闘う建交労や公的教育の拡充に取り組む全教の活動を聞いた。CGTの代表は「新自由主義との闘いという共通の課題でも連帯して行動したい」と語ったという。

●支援制度の活用をめざす何でも相談

ボランティアの派遣は、四月四日から取り組みが始まり、六月一九日まで延べ二七五三人が、宮城県石巻、岩手県大船渡を中心に活動した。これ以外にも自治労連が岩手・陸前高田に集中的にボランティアを派遣するなど、産別ごとの取り組みもあった。全労連のボランティア派遣は一週間を基本とし、地元社会福祉協議会と連携しながらのがれき撤去やヘドロのかき出し、支援物資の配布など多岐にわたった。組織的に一定の人数を長期間送り込む方式は、地元で歓迎された。こうした活動を続ける一方で、被災地の復旧が進むなかで新たな課題が検討された。困難を抱えながらも、当初の非常事態が落ち着くなかで、生活面のサポートが課題として浮上した。全労連は、現地の意向を踏まえたうえで、被災地での生活労働相

談を新たな支援として切り替えていくことにした。寺間総合局長は「生活、労働相談の支援が重要という判断は、二〇〇八年の年越し派遣村を支えた際の経験が大きい。派遣村では労基法違反の労働相談を受けるだけではちが明かなかった。明日からの生活をどうするか、生活保護など使える制度がないか総合的相談に答えることが重要だと分かった。今回の被災現場においても、多くの方が仕事を失う、家を失うという状況のなかで総合的な相談に労働組合が力を発揮する場面だと思った」と話す。

今回の震災で厚生労働省はさまざまな通達を出している。職場を失った労働者については、雇用保険の給付延長をはじめ、労災保険、雇用調整助成金などで特例措置をとった。被保険者資格を持たない人への支援、新たな雇用を確保するための職業紹介や相談の強化など、その内容は多岐に及ぶ。厚生労働省の労働担当職員は「通達や特例措置が次々と打ち出されて、役所としても頑張っていると感じた。けれど、多すぎてついていけないぐらい」と分厚い通達ファイルを手にも苦笑いするほどである。さらに、労働以外の分野でも医療、介護、生活保護などに関していくつもの通達を出した。たとえば、保険証を流失などで失った人に対して保険証なしで診療を行うことや窓口負担を払えない人にも診療を行うこと、保険料の納付猶予、生活保護申請の要件緩和などの通知や指示があった。

しかし、せっかく出された通知や指示も使われなければ意味がない。実際、地方自治体での運用の場面では、あまりに多く出た通達を自治体職員が熟知しておらず、特例で使えるようになった制度が使えなかったり、財政負担を嫌って無視を決め込んだケースもあったという。そうした状況のなかでは、総合的な労働・生活相談の実

施が大きな力になってくる。

●個別労働者の苦境を支援する取り組み

全労連がまとめた相談内容はこのような感じである。「運送会社に勤めていたが、震災後三月末まで休業、四月に業務が再開されるも余震で再び休業。四月の賃金は七万円で生活できない。所持金は三〇〇〇円で食料も底をついてきた」(岩手・五〇代、男性正社員)。これに対するアドバイスは、「生活苦に緊急性があるため、市役所で生活保護申請を行う。認められない場合は、それに代わる公的融資の助言を求める。賃金の算定根拠や休業手当の支払いが不明確。事業主が雇用調整助成金を活用していないことも想定されるので、制度を説明、県労働局に相談するよう助言した」とある。

また、福島県の男性からのように、対応が難しい複雑なケースもある。男性は避難生活で家族がバラバラになり、全員が失業した。娘は内定していた社会福祉関係の会社で内定取り消しになり、息子は二年間ラーメン店で働いたが避難で失職し労働保険には未加入であった。相談者は小学三年生の息子と住んでいたいわき市から避難してきたが、三〇キロ圏外のため義援金も出ず、収入もないという。こうした相談には、労働法の知識だけでは対応できない。全労連は、相談対応する人のための研修会や学習会を開いて、相談員の育成などの対応にあたった。

全労連は、「自治体広域合併や医療機関の統廃合など公務・公共サービスの後退が被災地における状況をいっそう悪化させた」とし、安定した良質な雇用と社会保障の拡充を軸に地域再生を主張した。そのなかで、何でも相談活動を特別に位置づけた。その目的と

して、①被災者の切実な相談に応え、解決を支援し復旧・復興に貢献する、②解雇・雇い止めなど雇用をめぐる相談を重視して組織拡大を大胆に進め、被災地のみならず、全国的な雇用を守る、③相談活動で寄せられた切実な声、実態に基づく共同と制度・政策闘争を強化し、震災対策の制度拡充と、生活再建を柱にした復興対策や持続可能な地域づくりを活かす、④原発被害に対する全面補償、仮払い補償金の拡充を迫るとともに、原発ゼロをめざす活動の合意づくりを促進する——としている。

具体的な取り組みとして、常設の電話相談体制の強化や地域での諸団体との共同・強力のもとでの相談員増員を挙げる。また、電話相談にとどまらず被災地や避難所で健康相談活動などと連携して「相談会」を開催する、相談活動とあわせて一斉アンケート活動を行い要求を集約し政策化に活かす、復興闘争や県民会議などの運動に広範な層の結集をめざす、などとしている。

連合は政策要請とボランティアの継続的で大量の派遣にエネルギーを集中させた。これに対して、全労連も継続的ボランティア派遣に力を入れた。途次から相談活動の強化に力を入れた。ボランティアや労働組合が復興にあたってその力を十分発揮することは、「連帯」や労働組合の社会的責任を果たす意味においても重要である。しかし、復旧・復興の責任はあくまでも国・自治体にある。そうした意味で、全労連が途中からボランティアだけでなく相談活動を特別に強化したのは、政権に対する連合とのスタンスの違いも大きく影響していると言える。

●原発依存から自然エネルギーへの転換を

福島第一原発の事故を受けてのエネルギー政策への考え方は、連合が原発推進方針の凍結、脱原発依存と「慎重」に政策を打ち出したのに対し、全労連は一年五月二〇日の幹事会で「原発依存ではなく自然エネルギーへの転換を」とする脱原発を明確にした政策を提言している。

提言では「はじめに」で、①原発の安全性、②自然エネルギーの可能性と安定供給、地球温暖化問題、③原発労働者の作業環境、④「二四時間型社会」の在り方——などを検討したと述べている。そのうえで、「原発中心のエネルギー政策を転換し、原発の新規建設・稼働の中止はもとより危険性の高い原子炉から順次廃止していくことを提起する」として、脱原発の方向をハッキリと打ち出した。そして四つの提言を打ち出し、議論を呼びかけた。

提言の①は、「原発廃止とそのプロセス」である。提言では、原発の新規建設・計画を中止し、浜岡原発を運転終了とし、プルサーマルを中止する。また、旧型原発の運転を終了し、その後、残された原発すべての運転を終了とする。これを、時期を区切って早急かつ計画的に実施すると提言している。二つ目の提言は、「自然エネルギーへの転換の道筋」である。国内の原発は、浜岡原発をはじめ定期検査中のものを含めると、今後全発電量の八〇％が停止することになり、自然エネルギーへの計画的転換を進めることは可能だとしている。

提言は「国のエネルギー対策費は、これまで九七％が原子力関連につき込まれており（一九七〇～二〇〇七年度）、エネルギー政策を抜本的に見直し予算を新エネルギーに振り向け技術開発や普及支

援などに措置するなら、自然エネルギー活用への道は大きく開かれることになる」と主張する。エネルギー戦略転換については期限を切った検討を求めた。具体的には、太陽光や水力、風力、バイオマス、地熱など再生可能エネルギーを中心とし、「分散立地型の発電に適した送電網を開発・整備し、地域での雇用創出にもつなげていくことを提言する」としている。

●脱原発を「ディーセント・ワーク」につなげる

提言の④には、「長時間労働の是正、大量消費」「二四時間型社会」の根本的見直し」を掲げた。ここには脱原発をディーセント・ワークの実現につなげる、全労連の独自の視点が盛り込まれている。提言は、「原発から脱した社会は、震災前のような経済成長路線に基づいた日本の姿を再現するものではなく、原発に依拠しない社会・経済のあり方、生活スタイル全般について、根本に立ち返って考えることが求められる」として、経済成長最優先の路線との決別を求める。現状について、「救急病院や警察など国民生活に必要不可欠の業務以外に、製造現場などが二四時間操業で労働者が深夜まで働き続けなければならない社会は正常とは言えない」と批判し、コンビニエンスストアの二四時間営業が労働者に与える影響などもやり玉に挙げた。エネルギーを大量消費する社会を見直し、異常な長時間労働を是正し夜間勤務の規制を図ることを求めている。

最後に「原子力行政の在り方について」を提言している。提言は「電力業界と政府・経済産業省との癒着構造を断ち切り、行政と監視体制の中立・公正性を確保し公開の原則を貫くことを求める」とし、原子力安全委員会を政府から完全に独立させ、必要な権限を与

え専門的役割を果たさせることを提言している。また、「唯一の被爆国日本が『原発先進国』として途上国などに原発の売り込みや技術輸出、(現地での)核廃棄物処分を行うべきではない」と戒め、「自然エネルギー活用技術などで国際貢献を行い、安心・安全で持続可能な社会実現に国際的イニシアティブを発揮することを提言する」としている。

原発推進、維持派は、国際競争力を維持し経済成長を続けるためにも安定エネルギーとしての原発が必要だと主張する。全労連は、震災前のそうした方向性の転換を求める。全労連も経済成長が必要ないと主張しているわけではないだろう。しかし、経済成長最優先の方針が貫かれ、〇二〇七年の戦後最長の経済成長期でも賃金の下がり続けるなど、経済成長の成果が賃上げや国民生活の改善につながらない現実があった。そうしたなかで、めざすべき社会の方向を「真面目に働けば、安心して暮らせる社会」と位置づけ、ディーセント・ワークの実現や雇用の安定と社会保障拡充による福祉国家を根底に置いた方針が、ここにも色濃く現れている。

3 全労協の取り組み

●いち早く原発を宣言した全労協

全労協は一九八九年の結成以来、反原発の立場をとっており、今回の震災・原発事故でも三月二三日付の『全労協fax情報』で「全ての原発の即時停止と新増設を中止させよう！」とアピールしてい

る。連合、全労連のどこよりも早く、原発に対する厳しい姿勢を打ち出した。訴えでは「政府・電力会社は地元住民や私たちの反対運動に対して盛んに『安全』をアピールして(原発)建設を強行してきた。今回の事故はウランやプルトニウムなど放射性物質に『安全』は無いこと、いったん事故が起これば手のつけようのない事態になることが改めて明らかになった」と断じる。さらに「政府は二〇キロ圏外への避難、三〇キロ圏内の屋内待避を行ったが、いつ元の生活に戻るのか全く予想のつかない状況で、震災による大きな被害を受けながら、復興へ向かう手立てさえ原発事故は奪った」として、全国の原発の発電ストップを求めた。

一一年九月二五―二六日、静岡県で開いた第二三回定期大会で、原発事故について、危険な原発に頼るエネルギー政策を批判したうえで次のように述べている。「全労協は四月に『脱原発プロジェクト』(座長・金沢壽議長)を立ち上げ、原発のない社会の実現に向けた闘いを展開してきた。全労協は結成以来、反原発の立場から原子力発電所の新設反対、被ばく労働者の救援をおこなってきた。また、静岡・浜岡原発の停止を求める裁判には原告団の一員として関わってきた。しかし、今回の原発事故を防ぎきることはできなかった。反原発の運動を推進しながらも、今回の惨事を招いたことへの悔しさをにじませている。

大会では、そうした点を踏まえ、反原発運動へのさらなる取り組みを訴えた。また、「反原発の闘いには労働組合の姿が見えないと言われている。電力総連や電機連合など原発容認の大企業労組は多く、民衆の労組に対する不信感が広がっている。全労協の闘いは際だった存在感を示し続けてきた」と取り組みへの自信も示し、作家

の大江健三郎さんやルポライターの鎌田慧さんらが呼びかける「さようなら原発一〇〇〇万人アクション」の集会への結集や一〇〇〇万人署名への取り組みの強化を打ち出した。

●工夫こらしたボランティアへの取り組み

全労協は震災発災後、本部に東日本大震災災害対策本部を設置した。同時に、岩手・宮城・福島の一帯をカバーする東日本大震災対策本部を東北全労協（仙台市）に設置し、対策本部、全労協本部や各地方全労協を結んだ救援センターとして活動した。宮城を中心としたボランティアの受け入れが行われ、岩手では全国一般・共生ユニオンいわてが、遠野市の社会福祉協議会と連携した「遠野まごころネット」を立ち上げ、沿岸部の各地へ向かうボランティアの拠点として、広範な復旧活動への支援を展開した。

活動は四月一八日から一〇月末まで行われ、この間受け入れたボランティアは延べ六五〇人、運営スタッフは延べ二五〇人に及び、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市へとボランティアを送り込んだ。外国人労働者問題に精力的に取り組んできた全統一労働組合は、南三陸を中心として救援活動を展開した。当初は支援物資の搬送を中心に、その後は避難所での炊き出しなどを中心に、四一日間で延べ八三〇人が取り組んだ。活動では、このほか日本フィルと地元中学、高校との合同演奏会や大学院生などによる子どもたちへの学習支援など、コミュニティを支える多様な取り組みが行われた。

また、労働相談にも力を入れた。東北全労協などが四月二五日から開設した「労働・雇用相談ホットライン」には多くの相談が寄せられ、全労協のフリーダイヤル相談にも二四六件の相談があり、そ

のうち一九五件が東北三県からの相談であった。長年、電話やメールによる労働相談を行っているNPO法人労働相談センターと全国一般東京東部労組には震災以降相談が急増し、半月で約一二〇件の震災関連の相談が寄せられた。

相談者は非正規、正規が半々で、震災の影響は広く労働者に及んでいることが予測された。職種ではホテル従業員からの相談が一割を占めるなど、観光業への被害の大きさが際立った。相談内容では、震災による影響に対し、雇用調整助成金の活用など、雇用維持に経営者としてなすべきことをせずに、労働者に詰め腹を切らせるような乱暴な扱いが目立ったという。相談はその後も前年の件数を大きく超える形で増え続けた。

●平成の大合併のゆがみを告発

全労協の復旧・復興を担った東北全労協の亀谷保夫事務局長が、阪神・淡路大震災の教訓がいかに支援に生かされたかを書いた文書がある。少し長くなるが引用したい。

東北全労協は、大阪全労協を始め、被災者から『阪神淡路大震災』を何度もなく聞かされたことが、教訓として生きていました。東北全労協対策本部は、直後の安否確認から始まり、被害状況の確認と緊急の救援活動、そして『被災（した）労働者から救援・復旧・復興（する）労働者へ』と活動の軸を転換、展開してきました。その点でも阪神淡路大震災の教訓は重要だった。

一方、行政サイドはどうだったか。東北三県の『防災力』は住民の生活と命を守る自治体サービスとは程遠いものでした。小泉政権が強引に進めた市場経済原理主義によって、地方自治体の予算と職員は大きく削減されました。弱体化させられた自治体が大震災によって直撃されました。二〇〇五年の市町村合併によって職員的大幅削減や行政機能の低下が急速に進み、地方

自治体が経営効率主義に走って住民を守ることを放棄した結果、救援・復興・復興が遅れる大きな要因となっています。

国が予算決定しない限り、県市町村は避難所で必要なものを、トイレットペーパー一つ決定できなかった。例えば、避難所となった小中学校ではトイレットペーパーが不足したが、その補充は学校の経費によるのか、市の経費なのか、派遣された自治体職員は判断できなかった。避難者数は「想定外」に増加する一方、救援・生活物資の備蓄は最小限にとどめられていた。一人一日一個のおにぎり、家族で二個という異常事態。このような事態が医療、介護、福祉分野を含め、いたるところで発生していきました。『危機管理』の実態を被災民衆は目の当たりにしたわけだ。(NPO現代の理論・社会フォーラム『FORUM OPINION』第一四号より引用)

これらの取り組みが、運動方針にも反映された。定期大会で採択された方針では、被災地への連帯として「二春闘とも絡め」、「東北地方の仲間の復興に向けた闘いに全力で連帯して行かなければならない。引き続きボランティア活動、相談活動を強め、復興事業に労働組合が関与し、自治体／地域社会を主体に民主的で自立的復興を『震災復興連帯春闘』を実現させていく」としている。さらに、「働く場所を失った労働者への手厚いセーフティネットの保障と、生活できる最低賃金の確保へ向けて闘いを進めていく。今こそ公契約条例・法が必要であり、制定のチャンスでもある。生活できる賃金として最低賃金制度の本来の目的である憲法に保障された生活を保障できるものとして大幅に引き上げること、生活実態に即して引き上げる闘いを強めていく」と提起した。

●労働法制の規制強化を求める

また、大会では労働法制の改正運動にもより力を注ぐことが提起

されている。議案書では「労働分野の規制強化の流れを逆行させず、経済界の『労働ビッグバン巻き返し攻撃』を許さない闘いを！」としている。

背景には、震災を契機に日本経団連が一年四月二八日に発表した「東日本大震災にかかる規制改革要望」などがある。雇用・労働問題では、労働基準法の労働時間規制の緩和、労働条件の不利益変更の手續きの弾力的運用、有期契約における契約期間の上限緩和、派遣労働規制の緩和、請負に関する規制要件の緩和などを求めている。非常時に悪乗りしたとしか思えない要求の数々である。被災地で労働者に降りかかる現状を見た時、いくら震災後の企業経営が困難な状況におかれたとしても、厚かましい要求である。経営側の要望は、震災後の直接的な状況への対応というより、むしろ、〇八年のリーマン・ショック以降、格差と貧困の解消をめざして進められてきた労働に関する規制強化の流れを一気に変えようという目論見である。実際、流れはあるものの、労働者派遣法の抜本改正や有期雇用法制の規制強化も何一つ実現はしていない。この機をとらえようとする経営側の動きに、労働側は対抗を求められる。

全労協は「派遣法改正案の押し上げまで続いた(労働)運動側の圧力も、よほど意識的に持続させないと後退してしまう」と危機感を露わにし、「安定雇用原則、直接雇用原則、均等待遇原則の実現を求め、人間らしい労働の実現、国際労働基準実現のために闘っていく」と表明している。

4 原発における被曝労働と労働組合

●注目が集まった被曝労働の実態

東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所での事故は、いかに原発の『安全神話』が唱えられようと、いったん事故が起これば回復不能とも言える大きな被害を地域や人々に与えることを示した。同時に、労働の分野では、久しく語られることのなかった原発労働者の問題が改めて突きつけられた。

原発労働については、一九八〇年代から九〇年代にかけて、写真家の樋口健二による『闇に消される原発被曝者』や堀江邦夫『原発ジプシー』など、被曝労働の実態を克明に記したルポルタージュなどが世に出され注目を浴びた。しかし、それ以降は被曝労働に世間の耳目が集まるのが少なくなっていた。労働運動の側でも、被曝労働への関心は薄れていったのが現実であった。ところが、今回の事故で、改めて原発労働のすさまじさが浮き彫りになった。同時に、原発で働く労働者が重層下請け構造のなかで集められ、低賃金で危険な作業に従事していることもクローズアップされた。それは、二〇〇〇年代後半から、労働組合の主要なテーマの一つとして取り組まれた派遣労働者やパート、契約労働者など非正規労働者問題の課題を凝縮したような労働実態であった。

震災後、被災した福島第一原発の原子炉建屋が、電源を失い炉を冷却できずに次々と爆発するという衝撃的な事故が発生した。高濃

度の放射能をまき散らす原発で誰が作業をするのか、身を護って作業することができたのか、多くの国民が固唾を飲んだ。そして当然だが、そこで作業した労働者はたしかにいた。東京電力の社員も現場で懸命に働いたのは間違いない。しかし、多くの直接的現場作業は、下請け労働者が主に担ったものとみられる。そんな労働者たちが、作業実態や労働者の集め方などを語り始めている。

●非常事でもピンハネされる下請けの原発労働者

二年一月一四―一五日に横浜市で開かれた「脱原発世界会議二〇一二 YOKOHAMA」（ピースボートや原子力資料情報室などが作る実行委員会主催）で、一〇〇を超える企画のなかの一つとして「原発被曝労働国際シンポジウム」が開かれた。シンポは厚生労働省の労働組合の一つ全労働省労働組合や首都圏青年ユニオン、新聞労連などが企画した。そこに、福島県双葉町出身で、震災後、福島第一原発で作業に当たった五〇歳代の労働者が参加し、生々しい労働実態を語った。

彼は一五年以上、同原発をはじめ柏崎原発などで働いてきた。仕事は配管工事が主で、原子炉建屋のなかや放射能廃棄物の集積所などで仕事をし、東電から仕事を受けた元請けの下の下、つまり三下請けの会社と一年ごとに契約を交わして働いてきた。

震災後は埼玉県内で避難生活を送っていたが、生活費に困っていたところへ会社から連絡があり、四月六日から四日間、福島第一原発で働いた。全面マスクに防護服、線量計を装備して作業に臨み、一日の作業時間は二時間だが、その短時間で四ミリシーベルトの被曝があったという。その作業を計四日間行っただけで、被曝は一六ミ

リシーベルトに達した。

彼によると、これまで原発で働いてきて、一年間の被曝は二ミリシーベルトだったといい、「一年で食う放射能を二時間でその二倍食うような現場だった。歳も歳だし、内部被曝さえしなければ大丈夫かとは思っていたが、怖かった」と話した。

こうした作業で得た日当は一万八〇〇〇円であった。原発事故が起こる前は日当一万五〇〇〇円であったという。命の危険にさらしながら、三〇〇〇円の上乗せしかなかった。そもそも彼が働き始めた時の日当が一万三五〇〇円であったため、一年以上働いて賃金は一五〇〇円しか上がっていない。「自分はまだ三次下請けの会社で働いていたから一万円以上あったが、七次や八次で働いている労働者は六〇〇〇〜八〇〇〇円で働いている」と説明する。

原発で働いていた彼のもとには、三月、四月の段階では、第一原発では一〇〜二五万円の日当で働けるとの話もきていた。過去に原発で働いていた経験から、それだけの日当が東電から出ていたとしても途中のピンハネでせいぜい五万円が良いところだろうと思いい、仕事に応じた。ところが、実際は一万八〇〇〇円。危険な作業に見合わないと会社に抗議したが、「上が出せないと言っている」と言われれば、こっちは泣き寝入りするしかない」と悔しがる。

●労災保険もない個人請負での労働

手当のピンハネだけではない。三次下請けの下で一五年以上、一年契約を更新して働いてきた彼だが、労働者として扱われていなかった。契約書上は労働契約になっているが、三次の会社からは「あなたは一入親方としての個人請負契約です」と言われ、労災保険や

雇用保険には加入させてもらえなかった。震災で避難した先の労働相談で弁護士から、個人請負ではなく労働契約であることの説明を受け、弁護士が会社と交渉して週及加入を果たすことができた。彼に限らず、原発労働では個人請負扱いされて、労働保険に未加入で働いている人が少なくないという。原発労働者の労働相談にのっている弁護士は「大工仕事のような仕事も多いので、一人親方として働かせているケースが多いが、原発施設という特殊な環境のなかで、その日その日、指揮命令を受けずに仕事をできるはずがない。東電は下請けに丸投げで頼着していないようだが、安全には一人倍敏感であるべき原発施設での無責任な態度は社会的責任が問われる」と指摘する。

実際、原発労働での労災隠しは日常茶飯事であった。彼は「死亡するような大きな事故ならさすがに隠すことはできないが、カットで三〇センチも切るようなけがをしても布を巻いてビニールで保護して病院に行く。病院では『家の仕事をやっていて切った』と嘘の説明をしなければならない。下請けが『労災事故があった』と元請けに報告すれば仕事が回ってこなくなる。もし、労災事故がそのまま上に上がれば、内部被曝の恐れがあるから、東電はプレスリリースしなければならぬから嫌がる」と説明した。フランス人の社会学者で、日本の他にも台湾、フランスの原発労働に詳しいポール・ジョバン氏は「日本では年間の六六〜七万人の労働者が原発で作業しているのに一九七〇年から今までで一四人しか労災認定されていない。原発労働が安全というのでなく、明らかにおかしい数字です。下請けでの放射線量管理も、管理手帳の取り上げがあるなど適正には行われていない」と指摘する。

●安全衛生教育はほとんどなされず

東京電力が一年一月三〇日に公表した「福島第一原発の緊急作業従事者の被曝線量（外部被曝＋内部被曝）」のデータがある（第1表）。それによると、三月のデータでは、二五〇ミリシーベルトを超えた被曝は東電社員だけ、二五〇ミリシーベルト以下でも高い線量の被曝は東電社員の方が下請け労働者より多い状況が読み取れる。中央制御室など、線量が高いところで東電社員が作業に従事していたためと見られる。

一方、四―一〇月のデータを見ると、どのレベルでも下請け労働者の被曝線量が東電を上回っていた。さらに、下請け労働者の状況を見ると、元請けから二次、三次、四次と下へ行くほど、安全衛生教育や電離放射線健康診断の実施状況は下がる実態にあるという。現場労働者への聞き取り取材を重ねている布施祐仁氏によると、核物質に関する知識や作業方法に関する知識、実技など五時間以上行わなければならないとされる安全教育は三〇分程度のきわめて簡略化された教育が行われたという。その結果、安全知識が不十分なまま、危険な現場作業に取り組むことになる。

●複雑なルートで集められる原発の下請け労働者

低賃金で危険な作業に取り組む労働者はどうして集められるのか。筆者は一〇年前に、原発労働者がどのように集められるかを追跡したことがある。複雑な人集めのシステムで、最下層の七次、八次下請けの労働者集めを取り仕切る人物にたどりつくことはできなかったが、大まかな流れがあった。仕事は、電力会社やその協力企業から発注され、仕事の内容によって、電力会社や協力企業の子会

社、ゼネコンや原発の地元の建設会社、保守点検を行う会社などが元請けとなる。元請けの下に何社かの下請けが入り、人が集められる。下請けの正社員はハローワークなどを通じて、その他にも人材派遣会社や紹介、業務委託などの複雑なチャンネルで人が集められる（第3図）。

原発の地元では、長年一つの下請け企業で契約社員や個人請負などの形態で働く人も多い。地元の人以上では、宿所と仕事を提供するいわゆる飯場を経由して働くパターンがある。大阪の日雇い労働者の寄せ場である釜ヶ崎で、原発の仕事とは聞かされずにリクルートされ福島第一原発で働かされたケースが報道されたのがそのパターンである。寄せ場は昔から原発労働のリクルートの場でもあったが、あからさまに原発労働にリクルートするケースは少なく、飯場を経由して連れてくる場合が多いという。

多重債務者を支援しているグループは「よく多重債務者が『マグロ船に乗るか』と迫られたという話が知られているが、実は原発労働を強いられたケースも何度も聞いている」と話す。元請けからの発注単価が高いため、ピンハネするうまいが大きいのだという。こうした作業は資格や技術が必要としない仕事がほとんどだが、技術があっても個人請負の形をとることでピンハネするケースもある。

同時に、地元の建設業者によると、「四次から八次の下請け業者は、毎回その順番を入れ替わりにしてピンハネに参加できるシステムにしている」とも言う。下請けが七次、八次に及ぶのは、こうした複雑なピンハネのシステムがあるからである。いずれにせよ、原発にまつわる労働がこうした重層的な下請けシステムによって支えられていることが浮かび上がる。

第1表 福島第1原発の緊急作業従事者の被曝線量（外部被曝＋内部被曝）

	被曝線量 (mSv)	東電社員	下請け労働者	計
3月に従事し始めた作業員	250超え	6	0	6
	200～250	1	2	3
	150～200	19	2	21
	100～150	116	23	139
	50～100	340	262	602
	20～50	544	633	1,177
	10～20	391	470	861
	10以下	241	695	936
	計	1,658	2,087	3,745

4～10月に従事し始めた作業員	50～100	14	46	60
	20～50	83	1,053	1,136
	10～20	102	1,850	1,952
	10以下	1,407	9,480	10,887
	計	1,606	12,429	14,035

（東電発表）

6月30日に緊急作業に従事した事業者及び労働者の数

	事業者 ^(注2) (社)	労働者 ^(注1) (人)
元 請 ^(注3)	26	843
下 請	476	2,423
1 次	159	1,030
2 次	193	851
3 次	104	468
4 次	20	74
合 計	502	3,266

注1：当日に東電福島第一原発に入場していない事業者及び労働者は含まれない。

注2：共同企業体（いわゆるジョイントベンチャー。以下「JV」という。）4社を含む。

注3：報告のあった元請事業者27社のうち1社は、6月30日に緊急作業に従事していない。

6月中に新規に緊急作業に従事した労働者に対する入場時の安全衛生教育及び電離放射線健康診断の実施状況^(注1)

	6月中に新規に入場した事業者 (社)	6月中に新規に入場した労働者 (人)	安全衛生教育の実施状況		電離放射線健康診断の実施状況		
			実施済 (割合)	未実施 ^(注2) (割合)	対象者	実施済 (割合)	対象者で未実施 ^(注3) (割合)
元 請		325	325 (100%)	0 (0%)	324	322 (99.4%)	2 (0.6%)
下 請	333	1,583	1,580 (99.8%)	3 (0.2%)	1,528	1,329 (87.0%)	199 (13.0%)
合 計	333	1,908	1,905 (99.8%)	3 (0.2%)	1,852	1,651 (89.1%)	201 (10.8%)

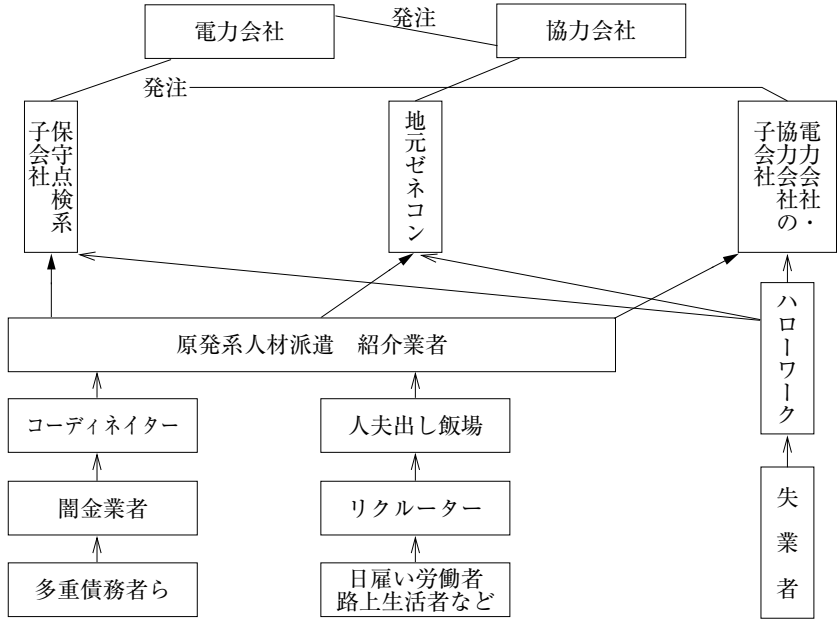
注1：元請事業者1社が未報告であるため、その分を含まない。

注2：未実施者3人は、今後、実施する予定であると報告を受けている。

注3：未実施者201人は、今後、当該健康診断を実施する予定であるとの報告を受けている。

〔出所〕 東京電力発表。

第3図 原発労働者募集のチャート



※図は著者作成。

●原発労働と向き合う覚悟を

ポール・ジョバン氏は、フランスの原発労働との比較でこう述べる。「フランスでは一九八八年に原発労働の八割は正社員で担われ、二割は下請けだった。それが一九九二年には下請けが八割、正社員が二割に逆転している。フランスの原発労働者も無保険、ピンハネによる低賃金と日本の状況と一緒である。市場の自由化のなかでコスト削減圧力を招いた。安全よりコスト削減と言っても過言ではない。電力会社は被曝労働を下請けに回すことで、労働者の被曝量を「社会的に分配」した。つまり、被曝労働の危険性を隠してしまった」と言う。そこには、被曝労働と向き合わないことが、原発の抱える危険性にも目をつぶることになるとの指摘がある。

日本政府は、原子炉の冷温停止に成功したとしても、溶融した核燃料の回収を始めるまでに一〇年、原子炉の解体、撤去までには数十年かかるとの見通しを示している。福島第一以外の原発が、廃炉を含めてどのような道筋をたどるにしても、数十年は「被曝労働」が存在し続けることになる。今回の事故が、被曝労働に目をつぶることの罪深さを私たちに突きつけることになった。

(東海林 智)

【参考文献】①連合第二回定期大会議案書・報告書など、②「月刊全労連」二〇一一年六月・二月号、③東日本大震災労働者対策本部（全労連・純中立懇・MIC）大震災「生活・雇用」なんでも相談活動「資料集、④全労協第二三回定期大会議案書、⑤全労協FAX情報No.一四二七・一四九一、「FORUM OPINION」(vol.14)（NPO現代の理論・社会フォーラム）。